

時局日記 (二十七)

Y H 生

十月十三日

監獄法施行規則中改正（司法省令第五二號）、用材生産統制規則第二條及第三條ノ規定ヲ定ムル用材規格規程（農林省告示第三六七號）公布

外務省紛争解決のため貿易省要綱に關する閣議決定を變更すべきかどうかを議すべし重大閣議は十三日定刻より遅れて午前十一時五分から首相官邸に開會され、阿部首相は事態の重大化に直面して閣議決定變更もやむなしとの意向で十二日深更迄永井、小原、青木三相並に遠藤書記官長、唐澤法政制局長官、武部企畫

院次長と協議を遂げたが更に十三日閣議開會に先だち河原田文相、伍堂農商相、青木藏相、宮城法相、畑陸相、吉田海相と個別的に會見し首相の解決策腹案、即ち貿易省官制の立案に當つては準備委員會の議に入る前に閣議決定を變更することになるやも知れぬから豫め諒承を乞ふ旨諒解を求めた上閣議に臨んだ、閣議に入るや先づ阿部首相より、外務省今回の紛争に關しては自分に解決を一任されたい、自分は野村外相と協議の上善處することゝし度いと提言、これに對し全閣僚異議なく承認した、そこで首相は更に發

言して、貿易省要綱の具現に關しては外交の一元的ならざる恐れなきやう適當の考慮を加へる心算である、と述べたに對し、青木藏相は企畫院總裁として要綱立案の責任があるので、武部次長以下の企畫院事務當局が原案變更に猛烈に反對してゐる關係上、閣議決定要綱に觸れる點には不満で俄に同意しなかつたが、永井選相の賛成意見に、他の各閣僚も同意し、かくて閣議は去る三日の閣議決定變更を前提として具體案作成につき首相一任に決定して午後一時散會した、この閣議決定により紛争十日に及んで外務省高

等官全員の連袂辭職といふ破局的場面に到達した問題も、茲に政府側の百八十度の轉換による大讓歩によつて解決の第一歩が見出されることゝなつた。

十月十四日

陸軍省首脳部の交渉左の通り發令せられたり。

陸軍中將 山田 乙三

補教育總監兼軍事參議官

任陸軍次官 陸軍中將 阿南 惟幾

補參謀本部附 陸軍中將 山脇 正隆

依願免本官 陸軍次官 山脇 正隆

陸軍少將 岡田 資

補陸軍戰車學校長

十四日午後二時頃敵飛行機が二十機編隊をもつて漢口西方地區に飛來、中山公園並に附近に約四十發の爆彈を投下し附近に勞働中の支那人苦力農夫五十數名を爆死せしめた上民家二を倒壊我が猛烈な反撃により編隊を亂して遁走した、邦人の死傷はなかつた。

我軍は十月十四日九宮山周邊に於ける敵軍の剽滅を以て第九戰區主力軍を擊碎すべき今次作戰の目的完遂し、既に次期作戰の準備に轉移せり、十四日迄に判明せる今次作戰の戰果合計左の如し。

交戰敵團隊數四十七師、交戰敵兵力五十二萬九千、敵遺棄死體三萬五百、捕虜三千七百三十、鹵獲品山砲八、野砲三、速射砲二、迫擊砲二十七、重機六十九、チェコ輕機百九十六、小銃五千三百十五、山砲彈九萬五千二十、迫擊砲彈三千八百五十、重機彈十萬、輕機彈七千五百、小銃彈百三十五萬七千八百、手榴彈七萬七千二百五十

英國海軍省十四日發表によれば英國海軍主力艦ロイヤル・オーク號(二九、一五〇トン)は沈没した、なほ沈没の原因、日時、場所等一切發表されてゐない一般の臆測するところはドイツ潜水艦或は空襲によるものではないかと云はれてゐる。同號は一九一四年十一月進水、十

五インチ砲八門、六インチ砲十二門、二十一インチ水雷發射管四、艦載機一を有する優秀艦である。

十月十六日

價格等統制令(勅令第七〇三號) 地代家賃統制令(勅令第七〇四號) 賃金臨時措置令(勅令第七〇五號) 會社職員給與臨時措置令(勅令第七〇六號) 軍需品工場事業場検査令(勅令第七〇七號) 電力調整令(勅令第七〇八號) 郵便規則中改正(遞信省令第四五號) 公布

從三位勳四等伯爵 酒井 忠正
任農林大臣

農林大臣兼商工大臣 伍堂 卓雄
免本官專任商工大臣

長き邊では故横山貞植少將以下今事變に護國の華と散つた陸軍將兵、軍屬七千八百五十四名に對して恩賞の御沙汰あらせられ、晴の靖國神社臨時大祭を前に十六日、支那事變第十七回(陸軍第十五回)論功行賞として賞勳局と陸軍から發表さ

れた。戦死、戦傷死者は四千四百三十名で残りの三千四百二十四名は病疫にたふれた將兵であるが、戦死、戦傷病死者ともに何れも北支北部及び徐州附近、中支揚子江流域及び大別山系、南支廣東附近及び海南島、滿洲等の各地に武勳を遺して陣歿した人達で、金鷄勳章を賜はる勇士は四千六百七名の多數に上つてゐる。

そのうち殊に赫々たる勳功によつて殊勳甲の榮譽を賜はつた勇士は五十七名で、中でも中支最高司令都幕僚として作戰に貢獻した御厨正幸大佐以下戦病死者五名の殊勳甲が燦然と輝いてゐる。なほこれで作春以來恩賞に浴した護國の英靈は陸海軍累計七萬四千柱近くに達したわけである。

十六日發せられたドイツ政府のコミニケによれば、對ポーランド戦は愈近くその幕を閉ぢるものと見られる。即ち右コミニケは、

『ポーランドに於けるドイツ勢力範圍

内の駐兵が完了した場合はドイツ軍最高司令部はもはや同方面より報告する事がなくなるであらう』と述べてゐる。

十月十七日

世界一周機『ニツボン』號は十月十七日午前六時二十三分カルカタを出發、ボンベイに向つたが途中快翔を續け同日午後二時三十分(日本時間午後四時三十分)バンコック飛行場に安着した。

去る五月十一日鼓浪嶼租界における廈門市商會長洪立勳氏の暗殺事件に端を發した鼓浪嶼租界問題は約五箇月振りであるに圓滿妥協を見るに至つたが、同問題の解決により重慶政府は致命的打撃を受けるものである。

ロンドンからの報によると、十四機からなるドイツ軍の空襲部隊は英國スコットランドのファース・オブ・フォース灣を急襲、あまりに突然のことで英國側では空襲警報を發するいとまもなかつたといはれる。同灣に近いエヂンバラでは猛

烈な高射砲の射撃が行はれたが、英國側では同市には何等損害はなかつたといつてゐる。このドイツ機の空襲は快晴のしかも白晝行はれたものであり極めて大膽なものである。

九月廿二日の鳥取縣を最先として二府三十七縣に互つて行はれた府縣會議員選舉戦は十六日の静岡縣を以て全部終了したが當選者總數一千五百七十八名で政友會が六百四十五名を占め、民政黨を抜くこと三十六名で前同同様依然優位を占めた今回は特に中立の進出目ざましく二百六名の當選者を出してゐる當選者新舊黨派別左の如し。

黨派別	新	再	元	計
民政	一七九	三七七	五三	六〇九
政友	二〇〇	三三〇	五二	六八二
社大	二〇	二四	〇	三四
東方	六	五	〇	一一
國同	八	一九	四	三一
無産	〇	二	〇	二

中立 二二 一九 一六 一〇八
其他 三三 一三 四 四〇
合計 五七 二二 一九 一五八

十月十八日

電力調整令施行規則(逕信省令第四六號)

公布

中支南支に於ける海鷲の活動左の如し

◇中支方面戦況一、昨十七日海軍航空部

隊は芷江(湖南省西部)を奇襲攻撃し

同地飛行場附近の敵軍事施設を爆破せ

り。

◇南支方面戦況一、海軍航空部隊は一昨

十六日前日に引續き廣西省西南省境方

面の偵察攻撃を實施し南寧に於て敵の

猛烈なる防禦銃砲火を反撃しつゝ同地

附近道路上にありし多數の軍用貨物自

動車に銃爆撃を加へ之に大損害を與へ

たる外、扶南、上金、叫金附近の軍需

品倉庫計三十棟を攻撃その大半を爆破

炎上せり、なほ江上の敵軍用大型舟艇

群及び石油罐を満載せる八隻の小型舟

艇を銃爆撃し此に大打撃を與へたり。

去る九日淮安を進發し大討伐戦の火蓋

を切つた我が堀井、齋藤、高見、田邊の

各部隊は多大の戦果を収めつつ東進十七

日午後一時新滿縣(鹽城西方約五キロ)

を占領。引續き秋冷を衝き夜行軍を續

行、鹽城北方地區に進出し十八日拂曉南

北兩方面より一齊に敵の牙城鹽城を猛攻

同八時三十分遂に之を完全に占領した。

十月十九日

職員給與臨時措置調査委員會官制(勅令

第七一六號) 戦時海上保險補償審査委員

會官制(勅令第七一七號) 地代家賃審査

會官制(勅令第七一八號)

價格等統制令施行規則(閣令第一三號)

會社職員給與臨時措置令施行規則(閣令

第一四號) 軍需品工場事業場検査令施行

規則(陸軍省令第五三號) 飼料販賣取締

規則(農林省令第五一號) 蠶糸業法施行

規則中改正(農林省令第五三號) 船員給

料臨時措置規則(逕信省令第四七號) 地

代家賃統制令施行規則(厚生省令第三三

號) 賃金臨時措置令施行規則(厚生省令

第三四號) 公布

陸軍次官 阿南 惟幾

土木會議員被仰付

畑陸相は十九日の繰上げ閣議の席上、

汪兆銘氏の中央政權樹立をめぐる支那現

地の諸情勢につき報告を行つた後、過般

發表された首相談にもある如く、支那事

變處理に對する現内閣の使命は眞に重大

である。此際全關係は固く一致團結して

この使命の遂行に邁進され度い、と強調

した。

イラン政府は十九日、日本イラン兩國

間に修好條約が調印された旨次の如く發

表した「日本・イラン兩國修好條約は十

八日夜調印された」

トルコは十九日午後六時十五分(トル

コ時間)英佛土協定に調印を完了した。

英政府は十九日英佛土三國相互援助條

約調印につき次の如く發表した「英佛土

三國相互援助條約はアンカラ地方時間十九日午後五時半（日本時間二十日午前零時半）アンカラに於て調印されることゝなつた。條約の内容は調印終了後間もなく白書の形式で發表される豫定である。

グルー駐日米大使は十九日正午帝國ホテルに於て開かれた日米協會主催の同大使歓迎會席上我國朝野の名士三百餘名に對し重大演説を試みた。此演説は今回歸米後再横濱に上陸したとき「貴大使の胸には何が隠されて居るか平和の鳩か將又戰の劍か」との鋭い質問を新聞記者達から受けたと冒頭して、從來米國側が折に觸れて屢と述べて來た所を取纏め、日米國交調整達成の誠意ある立場から述べられたものであることは疑ひを容れないが米國內の對日輿論が悪いことは從來とも周知の事實であり、特に米國の日米通商條約廢棄後は日本全國民が膽に銘じて知悉してゐる事實である。之に對し米國側がその輿論緩和のため却つて日本の對支

行動の是正を求めたことは國運を賭して東亞新秩序の建設に邁進して居る我國の立場及び決意を形式的にも實質的にも無視したものであることと解せざるを得ない。

十月二十日

護國の英靈を神と祀る靖國神社臨時大祭第三日の儀は長くも 天皇陛下の臨幸を仰ぎ奉つて二十日嚴肅盛大に執り行はれた。

野村外相は新任參拜のため二十日午後十時半東京驛發列車で西下したが、同夜車中に於て車中談の形式を以て左の談話を發表した。外相は去る九月二十五日外相就任以來、就任早々にして貿易省設置要綱を纏る外務省紛争に遭遇したせいもあつたが、就任約一ヶ月近くにもなる現在まで未だ一回もその抱懐する外交政策について何等の意思表示もした事がないので、この車中談はいはば野村外相最初の非公式聲明とも見らるべきもので、其

の特徴は、

- (一) 防共政策は一貫せる帝國の外交政策であつて、かゝる見地からイタリヤは勿論ドイツとも從來通りの親善政策を保持する
- (二) 防共政策と對ソ國交調整は一見矛盾するかに見えるが、この二つを適當に使ひ分けることも決して亦不可能ではなくソ聯の赤化宣傳抑制を條件としてならノモンハン國境劃定は勿論、本質的な日ソ國交調整に進む用意がある
- (三) 米國の對日輿論はグルー大使の日米協會の歡迎會における演説でも見る通り頗る悪いといふ外はないが、その間には兩國間に横はる誤解や認識の不十分等の理由もあり、従つてかゝる障礙を打破して積極的な日米親善工作に乗出す必要があり、近く野村、グルー會見が行はれることにならう、等にあり、これを支那事變處理といふ最高目標に織りまぜて可及的な對外協調政策の中に東亞新秩序建設の初志を貫徹しようと誓ふのが野村外交の

本質であると見られる。

十月二十一日

警視廳官制中改正（勅令第七二二號）北
海道廳官制中改正（勅令第七二三號）地
方官官制中改正（勅令第七二四號）公布
海軍首腦部異動が左の通り發令せられ
た。

海軍中將 古賀 峰一

補第二艦隊司令長官

海軍中將 豐田 副武

補海軍艦政本部長

海軍中將 近藤 信竹

補軍令部次長

東京商科大学名譽教授法學博士中村進午

氏は胃潰瘍のため澁谷區代々木山谷町二
九九の自宅に於て療養中の所二十一日午
前一時逝去した享年七十、一般告別式の
日取は故人の遺言により發表されない。

大本營陸軍部では二十一日午後六時、

湖南作戰の綜合戰果について薛岳麾下の
第九戰區約四十萬の抗日支那軍隊の一割

を擊滅する大戰果、實に昨秋の武漢攻略
戰以來の最大の戰果をあげた旨發表し
た。即ち遺棄死體三萬八千四百、俘虜三
千七百、計四萬一千の輝かしき戰果で、
抗日敗殘の主力軍隊に對する銳き殲滅的
打撃を與へるといふ、今次作戰の目的を完
遂した。

一、岳州——南昌間我前線當面の敵第九
戰區薛岳の指揮する約四十萬（中央軍
約三十個師、別に四川雲南等の傍系軍
十數個師）に對し九月中旬以來之が捕
捉殲滅を企圖して行はれたる我が湖南
作戰は十月十五日を以て概ね其終末を
告げたり。

二、右作戰に於ける綜合戰果中前回發表
以後十月十九日迄に判明せる主要なる
ものを擧ぐれば概ね左の如し。

交戦せる敵の兵力 二十九個師▲遺棄
死體三八、四〇〇▲俘虜三、七〇〇

主要鹵獲品 野山砲六、速射砲一、迫
擊砲一三、重機關銃五〇、輕機關銃二

四〇、小銃四三一〇、擲彈筒一一、野
山砲彈九四二五七、迫擊砲彈五一四〇
重機關藥六三〇〇〇、輕機關藥五七五
〇、小銃彈藥一四〇九〇〇〇、手榴彈
一〇六八〇、馬七〇

中口徑砲の鹵獲僅少なるは武漢攻略戰
後敵の該裝備頓に劣惡貧弱となれるこ
とを如實に示すものなり。

我方の損害 戰死七三二、象傷二六〇

三、軍は本作戰により前項の如き輝かし
き戰果を以て茲に敵軍捕捉殲滅の目的
を完遂し同方面に於ける抗日支那軍の
將來に於ける蠢動を完封して崩壞の一
途を辿る抗日支那の武力に對し一大鐵
鎚を與へ得たり。

十月二十二日

北海等の爆撃公表左の如し。

◇北支方面戰況

一、海軍航空部隊は十九日山東半島北西
部の要衝招遠周邊に於て敵軍事據點數

ヶ所を爆撃し何れも多大の損害を與へたり。

◇南支方面戦況

一、二十日海軍航空部隊は廣東省西部海岸地區の偵察並に攻撃を實施、北海市街南方において敵兵營及び軍事施設に巨彈を浴びせ何れも大破せり。

十月二十四日

東部防衛司令部管下一府十五縣の第三次防空訓練は愈今二十四日午前九時から一週間に亘つて行はれる。即ち家庭防空群を總動員、第二次の自主訓練から一步進んだ「實戰訓練」を目標に鐵桶の陣を布く、即ち第一日二十四日は警報傳達、燈火管制、消防、防毒、救護、防護、監視、防空監視通信、各學校、工場、事業場等の一般的基本訓練を主體として行ふ。基本訓練の細部要領は次の通り▲警報傳達||各機關は警報傳達の準備を整へると共に所定の計畫に基き確實な傳達を圖る▲燈火管制||管制準備に次で一般は

警報に應じ迅速確實に燈管を行ふと共に管制下の就業訓練を行ふ。その他燈管指導の査察、管制狀況の各戸巡視指導査察▲消防、防毒、救護、防空監視||各家庭、家庭防空群、特設防衛團、警防團等において防火、防毒、救護、防護監視の諸準備を整へる▲防空監視通信||各監視隊本部及び監視哨毎に監視隊員服務必携に基き學科教育を行ふ、その他實務訓練、防空監視通信の指導査察▲交通整理、待避||警察官、警防團員協力の上交通整理を行ひ、その他待避訓練、指導査察、各學校、工場、事業場等の一般的訓練……なほ二十五日も同様の基本的訓練を重ね二十六日から空襲管制を伴ふ本格的の實戰訓練に入る。

商工省首腦部交迭

物價局第一部長 新倉 利廣

任物價局次長

依願免本官 物價局次長 村瀬 直養

廿四日午後八時十五分ダンチヒのシユ

ツツエン・ハウスでリツペントロップ獨外相は一時間十五分に互り演説を行つたが、主として去る八月以來のポーランド英佛及びソ聯とドイツとの外交關係の經過を説明し、ドイツはイタリア、日本との聯繫で進んで來たが、これにソ聯が入つて來た。ソ聯に對しては將來の協同を決定し通商關係を圓滑にし友情を深めると述べアメリカに對しては、モンロー主義を尊重し互に侵害しない。フランスは英國に貸付けられたと述べ英國に對しては口を極めて攻撃して植民地を要求した。後左の如く英國を激しく攻撃した。

英國が平和を求めるなら道は開けてゐる。英國がドイツと飽迄戦ふならドイツは英國を叩きつけてやる。英國は約束を破り昨年、ミュンヘンの英獨の聲明を破つてドイツに戰爭を仕掛けた。ドイツは英國と戦ふのだ。チェンバレン英首相はヒトラー總統の平和提議を容れなかつたことを後悔するだらう。

爲替基準變更に關する政府發表 邦貨の對外爲替相場は從來一志二片の相場を以て英貨に基準を置いて來たのであるが英國に於ては戰爭の長期化に備へ其の爲替管理を漸次強化せんとする情勢に在るを以て我國の海外資金操作の便宜上今回之を變更して米貨に基準を置くこととした。對米基準に變更するに當り本邦爲替相場を如何に定むべきかに付ては對外貿易その他に及ぼす影響を考慮し激變を避くる趣旨より大體最近に於ける相場に據らしめることとし本日爲替銀行間の協定に於いて對米電信賣二十三弗十六分ノ七に決定を見る豫定である。今回の爲替基準の變更は右の如き純經濟的事情に基くものであつて我國通商政策に變更を加ふるが如き意圖を含まざることには論を俟たざる所である。

ソ聯政府はソ聯成員の一たるアルメニア共和國政府をしてトルコに對しカルス、アルダハン等の諸都市を含むトルコ

の最東部地域の返還を要求してゐると、なほ同地域は帝政時代アルメニア領土に屬してゐたものである。ハンガリー官邊より確開するにイタリ

ア、ユーゴスラヴィア兩國政府は萬一ハンガリーがソ聯のルーマニア進入を阻止すべく立つ場合にはこれを援助する旨保障を與へたといはれる。

十月二十五日

放送用私設無線電話規則中改正（逕信省令第四八號）公布

湖南戰線に敗れ今は唯一筋、長江の防衛に狂奔する敵は最近所謂三峽の險巫山、奉節等にその天險と水運の便を利用して一大軍事據點を置き我空襲に怯えつゝ軍需品の集積に躍起の努力を續けてゐたが二十四日夜突如大舉して來襲した我が海鷲の猛爆に再び灰燼に歸した。

インドの獨立要求の氣運は英國の開戦と同時に愈熾烈となり各方面の注目を惹いてゐるが二十五日のボンベイ州議會は

二十五日英國政府に對しインドに民主主義原則を適用すべしと要請する決議案を上提、白熱的審議を開始した。同州首相バルガンガダール氏は右決議案とは別にインドにインド自身の憲法を有する獨立國家としての地位を認むべしと爲す決議案を州議會に提出、國民會議派全國支持の態度を明かにした。

十月二十六日

電力調整委員會官制（勅令第七三〇號）

畜牛結核豫防法施行規則中改正（農林省令第五四號）公布

今次ノモンハン事件紛争地域における滿蒙國境線を劃定すべき國境劃定委員會はいよいよ十一月下旬頃チタにおいて日滿側、ソ蒙側各代表委員の間で開催の運びとなつた。歐洲情勢の發展如何によつてはソ聯側の態度にも若干變更があるべきを豫想され、會議の成否如何は滿ソ國境の今後の動向を決定すべき鍵として頗る重視されてゐる。

二十四日夜ダンチヒにおけるリッペン
ドロッパ外相の演説は獨政府が正式に和
平努力の放棄と宣戦を中外に聲明したも
のであるが、ヒトラー總統は從來外交に

より獨の軍事的態勢を有利に導かんと
の努力を續けて來たが今や軍事的優勢を確
保することによつて外交を有利に導かん
と決心するに至つたと云はれる。従つて
中立國に對してもこれを和平に動員する
の迂路を廢し作戦行動の成功即ち實力の
顯示によつてこれを獲得するに決した模
様である。

陸軍首腦部の交迭左の如し。

參謀本部付 藤江 惠輔
陸軍中將

補陸軍大學校長

陸軍士官學校
生徒隊長

陸軍中將 赤柴八重藏

補陸軍士官學校幹事

日本工業俱樂部理事長磯村豊太郎氏は
喘息に狭心症を併發して二十六日午前一

時十分世田谷區上馬町三ノ九〇六の別邸
で死去した。享年七十二。

ルーズヴェルト大統領は二十六日ニユ
ーヨークヘラルドトリビュン紙主催の時
局討論會に對しワシントンより放送演説
を行ひ現時の對外政策を直指してアメリ
カを戰爭に引き入れんとするものである
と攻撃する反對者に對し反駁演説を行つ
た演説要旨次の如し。

現政府の外交演説をもつてアメリカを
戰爭に引入れんとするものであると爲
す人々は「現代に於ける最大の虚偽」
を犯しつゝあるものである。彼等はア
メリカの子弟を歐洲の戦場に立たすな
と呼號してゐるが、政府の責任ある地
位にある者は一度も斯ることを言つた
ことなく又斯る考へを暗示したことも
ないのだアメリカが中立を維持し歐洲
動亂の圈外に立ち續けるであらうとい
ふことは疑ひを容れぬところである。
最後にアメリカの諸新聞及びラヂオが

その情勢を報道するに當つて常に客觀
的態度を取つてゐることは洵に賞讃さ
れるべきである。

十月二十七日

幹部候補生等ヨリ將校ト爲リタル者ノ役
種變更ニ關スル件(勅令第七三一號)公
布

野村外相は去る十二日歸任匆々のグル
ー駐日米大使と會見した時、支那事變を
中心とする日米國交調整のため今後適宜
會見を續行してゆきたい旨申合せたの
で、爾後關係當局との間に對米國交調整
に關する帝國政府の根本方策について協
議を進めて來たが、此の程大體の腹案を
得たので愈近くグルー大使と會見し日米
東京會談の第一歩を踏出す事となつた。

武漢三鎮を中心とする各地華人が更生
記念日祝賀のため明朗な各種の催しを進
めてゐた二十七日午前十時わが陸の荒鷲
今西、森玉、杉村、竹下各部隊の大編隊
群は敵空軍の小癩な蠢動企圖の出鼻を挫

くべくその重要據點たる内郷、南陽、老河口等河南省に鷗翼を進め各飛行場に對して果敢な爆撃を加へ燃料庫、滑走路を木つ葉微塵に爆碎悠々基地に歸還した。

我が清水、青海川、成島、西山、齋藤各部隊は西山附近に數百の兵匪が蟠居し動もすれば後方に蠢動せんとする氣配があつたので去る二十四日來折柄の風雨を冒し同山を包圍峻嶮を攀ぎて連日連夜に互り掃蕩を展開、敵の根據を覆滅した。敵の遺棄死體百十數、捕虜二十餘、その他鹵獲品多數

十月三十日

開港々則施行規則中改正（逓信省令第四九號）公布

近く行はれる野村、グルー會見によつて開始される日米東京會談は、帝國の事變處理方針の外交への具現の第一歩であるため外務省では日米會談に臨む方策につき慎重考慮中であるが歸任の途次本省から急遽土京の招電に接した加藤外松公

使は三十日午前九時四十五分外務省に登壇、大臣室で野村外相と會談、同十時より外相、多田、谷兩次官、各局長、加藤公使等は鳩協議を遂げ正午散會した。

十月三十一日

氣象官署官制（勅令第七四〇號）種畜場官制（勅令第七四五號）種兔種雞種卵拂下規則（農林省令第五八號）無線通信機器取締規則（逓信省令第五一號）公布

三十一日ムツソリニ伊首相は閣僚軍參謀部及びフアシスト黨幹部の大更迭を斷行した。その結果内閣では八名の新聞僚と四名の新次官の任命を見た。又フアシスト黨書記長スタラーチ氏は現任を解かれてフアシスト義勇軍司令に任命された。その後任にはエツト・レー・ムテイ氏が補せられた。グラチアニ將軍はアルベルト・パリアニの後をおつて軍參謀總長に任命された。

我海軍航空隊の長井中尉の率ある〇機

は卅一日江西省南部の吉安飛行場を襲ひ巨彈を浴びせて滑走路を初め軍事施設を粉砕した。

吉安は南昌陥落後省政府のあつた所で敵は我空爆に怯え省政府を奉和に移したと傳へられてゐる。

京漢線西側地區信陽西南百キロ浙河市南方地區の敵匪掃蕩中の川侯部隊は二十九日敵二十四師の一部に對し猛攻、之を西方に潰走せしめた。敵遺棄死體百五十捕虜十二、鹵獲品多數

十一月一日

明治廿三年十一月一日裁判所構成法施行され、我が三權分立の實體が確立してより五十年、記念すべきこの日十一月一日、天皇陛下には中央法衙たる大審院を始め、同檢事局、東京控訴院、同檢事局東京刑事地方裁判所、同檢事局、東京刑事地方裁判所の七法衙に親臨あらせられ、畏くも優渥なる勅語を下賜せられた

勅語

皇祖考立憲ノ鴻謀ニ本ヅキ司法權行使ノ制ヲ定メラレ裁判所構成法ヲ施行セシメタマヒテ茲ニ五十年其ノ成績ノ觀ルベキモノアルハ朕ノ深ク憐ブ所ナリ惟フニ司法ハ國家ノ安寧ト國民ノ福祉トヲ保持スル所以ニシテ其ノ運用ノ如何ハ實ニ政教ニ影響スル大ナルモノアリ今ヤ國運隆興シ政務更張ノ秋ニ當レリ事ニ司直ニ從フモノ惟レ正惟レ直私ヲ去リ公ニ奉ジ恪勤奮勵以テ法ノ威信を昂揚セムコトヲ期セヨ

海軍においては軍備充實に伴ひ艦船部隊の増加を來し軍港施設の狹隘を痛感するに至りたるを以て大正十二年廢止せられたる舞鶴軍港を復活し來る十一月一日より鎮守府を設置することとなれり。

舞鶴鎮守府は明治三十四年十月一日開廳せられ初代長官としては當時の中將故東郷元帥が補せられ大正十二年三月三十一日小栗孝三郎中將の長官在任當時鎮守府は廢せられ代つて要港部を設置、初代

要港部司令官として大正十二年四月齋藤半六中將が補せられた。その後昭和十一年七月一日に至り同要港部司令官は親補職と定められ鹽澤幸一中將に續いて中村總三郎中將が補せられ現司令官片桐英吉中將に及び今日迄三代の親補職の舞鶴要港部司令官があつたわけである。

正統派國民黨中央執行委員會主席汪兆銘は我支那派遣軍總司令官西尾大將を十月三十一日正式訪問した。此歴史的會見に依り新東亞興隆の現實は、いよ／＼新中央政權の樹立とわが援護との協同意欲のうち具體化する運びとなつた。

裁判所構成法施行五十年記念式は一日午後二時半から日比谷公會堂で盛大に舉行された。宮城法相、泉二大審院長、木村檢事總長を始め全國七控訴院長、七檢事長以下全國の裁判所長、檢事正等參集して定刻開會、戰及者並に司法部職員物故者に對する慰靈默禱の後宮城法相はこの日賜はりたる勅語を捧讀、泉二大審院

長の式辭、阿部首相、近衛樞相、小原内相、松平貴院議長、小山衆議院議長、小林第二東京辯護士會長、外滿洲國、維新臨時、蒙古聯合各政府代表者の祝辭が朗讀され、宮城法相は在野法曹として四十年以上辯護士をなし且辯護士會長だつた鶴澤聰明氏以下四十六辯護士及び司法部四十年以上の長期勤續者、司法大臣秘書官都築龜峰氏以下四十二名に對し表彰をなし、木村檢事總長の發聲で聖壽の萬歳を奉唱、夕刻盛會裡に閉會した。尙司法部では今回の行幸を記念して、從來の十一月一日の司法記念日を來年から十一月一日に変更した。

十一月二日

二日付イタリヤ各紙は獨伊軍事同盟の存在を再確認し右同盟については何等變更はない旨強調した。かゝるイタリヤの意思表示は今次大戰勃發以來最初になされたものである點大なる注意を惹いてゐる。今回のイタリヤ内閣改造が獨伊離間

を意味するものとの各國の觀察はこれによつて端的にイタリヤ側の否定に會つたわけである。

南支派遣軍報道部二日午前十一時發表
Ⅱ我が南支派遣軍は十月中に於て深圳方面に策動せし敵獨立第二十旅に對する反攻作戰及び中山縣作戰を敢行せし外花縣江門方面において一部の敵を掃蕩せり、その綜合戰果左の如し。

- 一、交戰敵兵力約一萬三千
- 二、敵に與へたる損害確認せし遺棄死體二千三百三十二、捕虜百五十二、鹵獲品の主なもの洋砲十二、自動車七、重機三、輕機十九、小銃三百六、同彈藥五萬三千百十一、拳銃五十二、同彈藥二千九百八十、防毒面十五その他裝具類多數

三、飛行機は前記作戰に協力せし外各地の敵に對し數次爆撃を敢行して敵數千を爆滅し且つ多數の敵軍事施設を破壊せり

四、我が方の損害戰死六十五、戰傷百

漢水遡江部隊の戰果左の如し。

△中支方面戰況

- 一、去る十月卅一日未明漢川（漢水流域漢口上流五十キロ）より進撃を開始せる海軍遡江部隊は陸軍部隊と緊密なる連撃の下に分水嘴、脈旺鎮を遂次攻略し又有力なる陸戰隊を脈旺鎮上流に揚陸、水陸相呼應し昨一日拂曉漢水沿岸の敵重要據點たる仙桃鎮に突入、市内を掃蕩同日午前九時三十分完全にこれを占領せり、この戰鬪において我が方は敵軍用小型舟艇十六隻及びボンツーン二箇を捕獲せり
- 二、昨日我が艦艇の一部は香口鎮に於て敵軍事據點及び砲兵陣地を砲撃しこれに多大の損害を與へたり
- 三、海軍航空隊の有力部隊は去る三十一日及び一日の兩日麗水、玉山、建甌の各飛行場を連續攻撃し滑走路並に附屬軍事施設を爆破しいづれも大打撃を與

へたり。

十一月三日

菊花薫る三日、興亞聖戰下三度迎へた
明治の佳節——宮中では天皇陛下御親祭の下に厳かに明治節祭の御儀を行はせられた。

天皇陛下には今二日、菊花薫る明治の佳節の前日に當り事變以來御初めて明治神宮に行幸、親しく明治天皇の御神靈に御拜禮あらせられ畏くも興亞大業の完遂と時局の安定を御祈念あらせられた。終つて陛下には一旦便殿に入御のち同一時二十四分同神宮發御、神宮外苑競技場に向はせられた。

小原會長聖駕奉迎文

茲ニ第十回明治神宮國民體育大會ニ方

天皇陛下畏クモ親臨アラセラレ各平日鍛錬セル所ヲ天覽アラセ給フ 光榮何モノカ之ニ若カン 聖恩洪大洵ニ恐懼感激ノ至ニ禁ヘス

恭々シク惟ルニ皇師勇戰シテ外ニ武威ヲ揚ケ軍後努力シテ内ニ時運ニ處ス國

民ノ體力ニ俟ツ所此ノ秋ヨリ大ナルハ

莫シ臣等度ミテ淬礪ノ誠ヲ輸シ愈身體

ヲ鍛ヘ氣力ヲ養ヒ時局下臣等ノ責務ヲ

全ウシ以テ 聖恩ノ萬一ニ對ヘ奉ラン

コトヲ期ス乃チ謹ミテ奉迎ノ忱ヲ傾ケ

聖壽ノ無窮ヲ祈リ奉ル

第十回明治神宮國民體育大會會長

厚生大臣直誠惶誠恐謹ミテ奏ス

十一月四日

野村外相は支那事變處理の完遂を圖る

阿部内閣の方針と併行して第三國關係の

調整を企圖しその第一歩としてまづ對米

國交調整に乗出すこととなり、かねてグ

ルー駐日米大使と日米兩國の國交調整問

題を議題とする日米東京會談の開催を約

束してゐたが、四日午前十時グルー大使

を麹町三年町の外相官邸に招き日米東京

會談の瀕踏みの第一次會談を行つた。

北海道廳經濟部長松崎陽一氏逝去に伴

ふ後任は四日青柳北海道拓殖部長と決定一兩日中に左の如く發令される。

北海道拓殖部長 青柳 秀夫

任北海道廳經濟部長

十一月五日

先に高郵肝胎作戰に赫々の武勳を樹てた快速の湖江舟艇群芳村、宮永、柱松、

川下、内藤、新名、藤原、野上等の各部

隊は淮河上流の要衝鳳台(安徽省)を中

心として蟻踏せる李宗仁麾下第五戰區第

十五遊撃隊嶽相如の指揮する約二萬の敵

を殲滅すべく菊臺の明治節の佳き日を期

し淮河湖江作戰を開始、兩岸の敵を排除

しつつ湖江四日午後一時鳳台東方に迫る

や敵はテエコ機銃、小銃等で死物狂ひの

抵抗を開始、わが内藤部隊はこれに互彈

の雨を降らし敵が怯む隙に芳村部隊主力

〇〇名は河中に躍り込みここに壯烈なる

敵前上陸を敢行、一方敵の退路を遮斷す

べく川下、八木兩部隊は更に湖江して殲

滅戰を開始、猛烈なる市街戰を展開、午

後二時完全に鳳台を占領。

久しぶりに成都の大爆撃を執行したわ

が無敵海鷲の二編隊は敵機卅機爆破の記

録的大成果を齎した。即ち四日午後一時

頃、成都北方鳳山飛行場を急襲した奥田

大佐の率ゐる〇〇機は小竈にも邀撃せん

と舞上るイ十五、イ十六、新ホーク、デ

ボチン各型戰闘機三十數機と高角砲火の

妨害を物ともせず數百彈を飛行場内に叩

きつけ地上の大型機九機、戰闘機六乃至

八機を爆破、南側の燃料庫に大火災を起

さしめ更に空中戰において成都上空遼寧

附近において敵數機を確實に撃墜し又宮

崎少佐の率ゐる〇〇機は午後一時二十分

頃成都西南の溫江飛行場を初空襲し泡を

喰つて逃げ廻る敵機群を眺めつゝ悠々場

内に全彈を命中させ逃げ遅れた大型機三

小型機六乃至十數機を爆破し場側燃料庫

が火を吐き黒煙天に沖するのを確認して

兩隊無事基地に歸還した。

十一月六日

ドイツ潜水艦の犠牲になつた列國商船数は過去二ヶ月の間に合計九十六隻に上つてゐるが、六日海軍省公表によれば開

戦當初洋上にあつたイギリス商船の總トンは千八百五十萬トンで去る四日迄の間に總計五十五隻、二十三萬八千八百トン、外國船はフランスは僅に七隻、四萬七千九百トン、中立國船三十四隻、九萬三千百トンが撃沈され、ドイツの目標がイギリス船に集中されてゐることが明瞭である。

艦隊報道部の發表左の如し。

△中支 海軍航空部隊は四日江西省中部の敵要衝の偵察攻撃を實施し吉安及び廣昌に於て同地飛行揚軍需品倉庫群を爆撃之に甚大なる損害を與へたり。

一、五日海軍航空部隊は祁陽及び零陵(湖南省)附近の敵軍需品倉庫群に互彈を集中之を爆撃し内十數棟を炎上せしめ濛々たる黒煙天に沖するを認めたり、尙他の空襲部隊は冷水灘(湖南省

祁陽西南方)附近に於て倉庫群を攻撃四棟を燒失、六棟を破砕せり。

△南支 去る四日海軍航空部隊は柳州

(廣西省)を奇襲敵の防禦銃砲火を冒しつゝ同地飛行場及び同附屬建物を爆撃、之に大損害を與へたり、又他の攻撃部隊は陽江、大澳、魚道、北海(何れも廣東省)に於て敵軍用倉庫群及び大型舟艇群に銃爆撃を敢行、倉庫十棟を大破したる他多數の舟艇に大打撃を與へ、更に龍門江(廣東省)に於て軍事施設を擊碎せり。

十一月七日

大元帥陛下には秋冷の七日、近衛師團精銳の演習天覽のため沼津の行在所へ行幸あらせられた。

本日閣議において政府は現下の米穀事情に鑑み適正價格の設定その他の方法により食糧需給の調整に遺憾なきを期することに決定いたしました。

一、米穀の最高販賣價格は玄米一石當

り標準價格三十八圓を四十三圓に改め白米についても右に準じ最高販賣價格を定むること。

一、右價格は昭和十五年米穀年度内は之を變更せざること。

一、右價格に付ては嚴に其の取締を勵行すること。

一、政府は關係團體と協力し米穀の出荷の促進に努むること。

一、政府は米穀の強制買入を爲し得るの制度を設くること。

六日夜突然レオポルド白國皇帝がヘーグに御來着、直にオランダ女皇ウイレルミナ陛下と御會見、深更一時半まで御會談遊ばされた。同會談にはスパーク白國外相及びクレフエンス、オランダ外相も出席したが、會談内容は現下の國際情勢の諸問題の検討より兩國間の提携強化の問題にまで及んだものと見られてゐる。

内務辭令 (七日)

東京府事務官 永野 芳辰

任北海道廳拓殖部長

北海道廳拓殖部長 青柳 秀夫

任北海道廳經濟部長

文部辭令 (七日)

教學局庶務課長 田中 義男

普通學務局學務課長を命ず

教育調査部審議課長 中根 秀雄

教學局庶務課長を命ず

十一月八日

兎毛皮使用制限規則(農林省令第六三號)

慶弔電報規則中改正(逓信省令第五二號)

公布

DNB通信社の發表によれば八日夜ミ

ュンヘンに於けるナチス蜂起記念祭でヒ

ットラー總統の演説後會場のピュルガ

ー・ブローイ・ケラーに於て爆發事件が勃

發し死者六名、負傷者六十名以上を生じ

たが、ヒットラー總督は既に會場を去つ

た後で無事汽車でベルリンに歸還した。

ミュンヘンのナチス蜂起記念祭の眞只

中に突發した爆發事件は全獨に異常な衝

撃を與へてゐるが爆發の現場に居合せた
目撃者達の談話を綜合すれば當時の物凄
い混亂状態は次の通り、

プユルガー・ブローイ・ケラーの内部で

物凄い音響と共に爆發が起ると一瞬テ

ーブルは吹き上げられ式場に居合せた

ナチス黨の高官達はいづれも床に叩き

つけられた。混亂はやがて式場附近に

集つた群衆の間にも波及して來た。爆

發は手榴弾が乃至は素人製の爆彈によ

つたものらしく政府當局も又警察も爆

發の真相については發表を拒否してゐ

るがポイラー等の爆發でないことだけ

は確かな様である。

連日廣西省方面に活躍せる海軍航空部

隊は一昨六日桂林西方の新設敵航空基地

義寧を奇襲、同飛行場及び附屬建物を爆

撃しその大部分を大破せる外更に貴縣、

果德、隆安を逐次攻撃し同地附近に於け

る敵軍事施設、兵舎、軍需倉庫群等に有

効なる爆撃を加へそれ／＼驚異的打撃を

與へたり、なほ貴縣、鬱林間で自動車數
十輛及び荷車數百臺より成る大軍需品輸
送部隊に低空銃撃を敢行しこれに甚大な
る損害を與へたり。

國民會議派と印度政廳間の抗争は益々

險惡化の一途を辿りつゝあるが國民會議

派長老たるガンヂー翁は八日に至り遂に

印度獨立のためには最後まで闘ふ用意あ

ることを示唆した。

十一月九日

詔書

朕帝國憲法第七條及第四十一條ニ依リ

本年十二月二十三日ヲ以テ帝國議會ヲ

東京ニ召集ス

御名御璽

昭和十四年十一月九日

各國務大臣副署

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ木炭ノ

販賣價格ヲ左ノ通指定ス(農林省商工省

告示第一號)(左記省略)

外務省關係交迭

特命全權公使 栗山 茂

任特命全權大使

ベルギー國駐劄被仰付

大使館參事官 宮崎勝太郎

任特命全權公使 (二)

ルーマニア國駐劄被仰付

外務書記官 原田 健

任大使官參事官 (二)

フランス國在勤を命ず

武漢周邊における十月中の戦果につき

九日中支軍報道部より左の如く發表され

たが、この中には贛湘(湘南)作戦を含

んでゐない。

討伐回數五四〇、交戦敵兵力七九、九

五〇、敵遺棄死體六、一二八、捕虜二

二四、鹵獲、重機五、チエコ機銃二四

小銃五一二、迫撃砲彈四九五、小銃彈

一〇一、四八六、手榴彈三、九四二

賃金臨時措置令の運用を審議する賃金

臨時措置調査委員會は九日厚生省で開會

左の如く決定した。

◇措置令に勞務者として認むるものは左に列擧したものと及び之に準じ同種の作業をなすものゝ範圍であるが、職員として取扱はれてゐるものは勞務者には含まれない。

一、職工、鑛夫、工夫、職人

一、タイピスト、エレベーター運轉手、

電話交換手、守衛、商店員賣子、注文

取、外交員、集金人

一、小使、給仕、食庫夫、掃除夫番人、

炊夫、雜役夫

一、作男、作女、牧夫、搾乳夫、炭焼夫

伐木夫、漁夫

一、出札係、改札係、貨物係、小荷物係

操車係、機關手

一、車掌、運轉手、連結手、轉轍手、驛

夫、檢車手、信號手、機關夫、機關助

手、炭水夫、洗車手給油手、踏切番

一、人力車夫、荷車挽馬方、海陸仲仕、

荷扱夫、運搬夫、配達夫

◇賃金引上げのために九・一八賃金基準

を變更し得る場合は原則として次の標準に依る。

甲、一齊増給

一、九・一八の賃金が他の同種事業の勞

務の賃金に比べて見た場合またその後

の事情の變更で著しく低廉に失してゐる場合

一、季節的に著しい差異のある事業なの

で九・一八賃金で抑制することが不合

理なものや九・一八前においてその後

に賃金を引上げることと決定發表して

ゐる場合

一、九・一八前に同一工場、事業場で一

部の勞務者の賃金を引上げたため他の

勞務者の賃金が著しく低くなつた場合

乙、勞務者個々の昇給

一、九・一八以前の昇給と同様の條件程

度によるもの

一、九・一八後にはじめて昇給を行ふ工

場事業場等は同種の事業の勞務者の昇

給の實情からみて妥當な限度のもの

一、歸還兵、除隊兵で他の者に比べて昇給がおくれたのを回復するため等

丙、賞與

一、賃金の状況も考慮した上、同種の事業の勞務者の賞與水準を超えないものや前年二回以上に分けて支給した同程度の賞與を同数を減じて支與するとき
一、職員賞與が増加したときにこれと權衡上妥當な増加をする場合や勞働繁劇を加へて來た場合に賞與以外の賃金が増加しない者に對し相當な限度で賞與を増加支給するもの

一、賞與率が前年同期の率を超えてゐても最近の支給期の賞與率が不當でなく、それを超えない限度の場合等
丁、臨時給與

一、天災事變等の場合で特別の勞務をなしたり、また會社や工場で創立何十周年記念といつた事由で行ふ場合に事由が適當で從來の慣例、賃金、賞與等を考慮してみても妥當なとき

◇賃金と認めない給與は左の通り。

醫療費の補給、冠婚葬祭又は罹災等に際して贈與する祝金、見舞金、健康保險法に依る保險料、團體生命保險の保險料の補給又は團體郵便年金の掛金の補給、退職手當の爲にする積立金、作業服の支給、就學せる勞務者に對する通學費等の實費支給

十一月十日

内閣統計局推計全國道府縣市區郡島嶼別人口官報第三八五號ヲ以テ（昭和十四年十月一日現在）發表

オランダではドイツ軍侵略に備へ十日國內主要守備線一帯に互り、例の水浸し戰術を決行することに決定した。パールン（ユトレヒト市の東北十二マイルに在る村）ジスト（同市の東方五マイルに在る村）の住民は立退きを要求されて居り、ジストの病氣療養所は兵士の宿舎に充てられてゐて民心の不安は募る一方である。

十一月十一日

金資金特別會計法第四條ノ規定ニ基キ増産金買上規則（大藏省令第四八號）産金法第十條ノ規定ニ依リ産金量届出規則（商工省令第六八號）公布

樞原神宮本殿遷座祭の御儀は愈々今日午後七時から古式床しく嚴かに執行はせられる。畝傍、耳成、香久の山々の翠綠はこよなき翌日和の快晴に映えて聖地の大空には芽出度き瑞雲が棚曳く、聖都一帯は戸毎に日の丸の旗を掲げ慶祝の氣漲り晴の御儀を待つばかりである。

オイペンよりアーヘンに至るドイツ・ベルギー國境は十一日より通行遮斷となつたと傳へられる。これは今次大戦勃發以來始めてのことである。

東郷駐ソ大使は十日モロトフソ聯外相を訪問、一時間にわたり外蒙、滿洲國境劃定の委員會に關する豫備會談を行つたが、雙方の意見の一致を見いよ／＼右委員會を組織せしめることとなつた。右委

會は日本、ソ聯、外蒙、滿洲國の各委員によつて構成されるが、右委員會の第一次交渉は近くチタにおいて行はれ次いで哈爾濱に移される筈。

十一日ドイツ軍爆撃機は開戦以來初めて英佛海峡に姿を現し乗客九十名を載せフランスを出帆したばかりのフランス海峡連絡船を爆撃した。但し右汽船には命中せず爆弾二個が海中に落下し汽船は其後無事航行を續けた。

戦時下に於ける食糧問題については銃後の安定並に支那事變遂行の上にも重大な關係があるので、陸軍當局では極めて大きな關心を持つてゐるところであるが、過般閣議に於ても畑陸相から右に關し發言があり、去る十日陸相西下の車中談に於てもこの點を強調してゐる。陸軍當局ではこの見地に立つて對策を考究中のところ新米の早刈地向の出廻りを促進することがこの問題の中でも最も重要なので今回豊作地たる本州東北部及び北海

道等にある師管内の農家出身者にして内地在營の下士官兵に對し必要の休暇を許すこととなり十一日關係各師團に對しての旨通牒を發した。この目的は新米の出廻りを促進することによつて銃後の安定を計るにあり、軍當局としては右の處置に關する意のあるところを汲み取つて貰ふことにより官民等しく一致協力米穀問題の處理に當らんことを切望してゐる。

なほ右の外青年學校、中等學校、小學校等にもこの趣旨に協力する様關係の文部内務兩省にも要望するところあつた。新支那中央政權樹立に向つて一路邁進中の純正國民黨中央執行委員會主席汪兆銘は孫文誕辰記念日を前にして福祉か敗北か「最後の勝利は我に在り」との蔣介石の豪語は民族心理に混亂を加重するのみであると重ねて和平聲明を唱へた。

杭州附近の三角地帯に於ける包圍殲滅戦は我軍の迅速果敢なる進撃により已に十一日曉に至り目指す肅清工作を完了

引續き隨所に殘敵掃蕩が行はれてゐるが、十一日午後四時迄に判明せる戦果概數は左の如き赫々たるものがある。

◇敵遺棄死體 一、二〇〇

◇鹵獲 迫撃砲五、同 輕機二〇、同小銃六〇〇、同拳銃六〇、同小銃彈三、五〇〇、同機銃彈六八〇

十一月十二日

白蘭の和平調停に關し獨の提案あらば考慮すと婉曲に英佛は之を拒否した。

十一月十三日

英國の北支駐屯軍は歐洲動亂の勃發により財産保護及び治安維持に必要な兵員のみを残し其の引揚げを行こととなりクレイギー駐日英大使は十三日午前十一時野村外相に右の旨通報したが、佛國政府も英國と同様、北支駐屯軍の一部を引揚げることに決定、アンリー駐日佛大使もクレイギー英大使に引續き同日午後五時外務省に谷次官を訪問、クレイギー大使が野村外相に通報したものと同一趣旨の

文書を谷次官に手交同廿五分辭去した。

支那事變遂行の途上、日米間に發生した諸懸案の解決については、帝國政府は過般來個々の具體的事實につき現地で折衝を續けてゐたが右の中既に解決を見た上海大學敷地問題等六懸案については十日ワシントンの我が大使館より交渉徑路を發表したが我が外務省情報部でも十三日次の如くその解決事例を發表した。

一、上海大學の占領敷地の返還。

一、山東省即墨のルザラン・ミシヨンの空爆に關する補償金の支拂。

一、浙江省臨平の米國教會より我軍を撤退する。

一、江蘇省大場のボプラ農場の我軍による交通禁止の解除。

一、廣東省中山縣の米國ユナイテッドブレッシング教會の砲撃に對する見舞金の支拂。

一、廣東市沙面の對岸の米國關係のジャンクの顛覆に對する補償金の支拂。

北支方面軍は十三日十月の戦果に關し左の如く發表した。十月の作戦は路安方面に掃蕩戦を行ひ次の如き赫々たる戦果を収めた。

△交戦回数 一、八四八

△交戦せる敵の總兵力 二七四、九五九

△敵の遺棄死體 一八、〇五七

△捕虜 二、一三四

△鹵獲品 小銃五、六五五、同彈丸二四

六、二四八、拳銃七八四、同彈丸七、

〇〇〇、自動短銃七、自動小銃一八三

同彈丸一、三七三、輕機關銃五九、同

彈丸二、二六〇、重機關銃一三、同彈

丸一、二八〇、洋砲六五一、迫撃砲五

同彈丸三五、手榴彈九、七四三、青龍

刀一、〇五九、銃劍三九四、槍三六七

軍刀二六、馬八四三、防毒面六二、電

話機二八、無電機三その他多數

△我方損害 戦死三〇六、戦傷八三一

十一月十三日

ソ聯海軍機關紙「赤色艦隊」はソ聯海

軍の要求を左の如く公表した

ソ聯は北水洋の港灣を防衛するためムルマンスク西方のフィンランド領土の支配を要求する、またソ聯がフィンランド灣の南岸のみならず北岸をも支配せざる限りレニングラーは安全たり得ない、しかしフィンランド灣を支配するためにはソ聯は次の事項を必要とする

一、フィンランド灣口ハンゲ島附近に於ける海軍根據地の獲得

二、フィンランド灣東部のステイルスデ

ンその他の島嶼に於ける要塞の構築

三、スーレンサリ、セイスカリ、ラヴァン

サリ(何れもフィンランド灣中央部に

位する小島嶼)の領有

因に「赤色艦隊」がソ聯海軍の要求を公

表したのはこれが最初である。